

【重要】診断書等の取得について

「診断書等」は以下のいずれかをいいます。取得前に、以下の記載事項をよく御確認ください。

- ア 身体障害者手帳
- イ 療育手帳
- ウ 医師の診断書、心理士等の判定書

1. ア(身体障害者手帳)又はイ(療育手帳)の交付を受けている場合 ⇒ 手帳の写しを提出

※通所受給者証は含まれません。

- ・有効期限や次回判定日の記載がある場合には、当該部分が含まれるようにコピーしてください。

2. 上記1以外の場合 ⇒ ウ(医師の診断書、心理士等の判定書)を提出(コピー可)

(1) 提出様式と必要記載事項

- ・原則として、医師・心理士等が「診断基準・判定基準(別紙3-2)」に基づいて作成した「診断書・判定書(別紙3)」を御提出ください。

- ・診断(判定)書の作成を依頼する際は、以下の3点を受診機関の方にお渡しし、必ず内容を確認いただってください。

- ① 診断書・判定書(別紙3)
- ② 診断基準・判定基準(別紙3-2)
- ③ 診断(判定)書作成上の留意事項について(別紙3-3)

- ・診断(判定)書は、別紙3と同様の事項の記載があれば任意の様式でも問題ありませんが、その場合でも、必ず、②診断基準・判定基準(別紙3-2)に基づく区分・程度を記載いただってください。(※この記載がない場合、原則受理できません。)

- ・以下の例に示す書類等は、診断書・判定書として受理できません。

- 必ず、「診断基準・判定基準(別紙3-2)による区分・程度」の記載がある診断書・判定書を作成してください。

(受理できない書類の例)

- | | | | |
|---|------------|-----------------|---|
|  | ・個別支援計画 | ・リハビリテーション実施計画書 | |
| | ・心理検査結果報告書 | ・知能検査結果報告書 | |
| | ・通所受給者証 | ・アレルギー疾患生活管理指導表 | 等 |

(2) 診断(判定)書の発行日

令和6年11月以降に発行されたものに限りします。

それより前に発行されている場合は、再度取得してください。

(3) 診断（判定）機関

・診断（判定）を行うのは原則として次の機関とします。

診断（判定）書には、診断（判定）を行った医師・心理師等又は機関の長の氏名を記載してください。（医師・心理師等又は機関の長の押印は任意です。）

なお、判定機関において、診断書・判定書（別紙3）の「診断書・判定書」の文言を必要に応じて二重線等で訂正していただいても構いません。

ア 医療機関

イ 児童相談所 ■県：中央(上尾)、南(川口)、朝霞、川越、所沢、
熊谷、越谷、草加
■さいたま市

ウ 埼玉県立小児医療センター

エ その他の心身障害児指導相談機関等（例 児童発達支援事業所※）

※ 「児童発達支援事業所」について

児童発達支援事業所に判定書の作成を依頼する場合は、以下2点に御留意ください。

①追加提出書類（該当する場合のみ）

判定を行う事業所が、対象幼児が在籍する幼稚園等の設置者（学校法人等）が運営する児童発達支援事業所の場合は、判定書に加えて「通所受給者証（障害児通所事業所欄に当該事業所名が記載されたもの）」の写しを提出してください。

②確認事項（全事業所）

県または市が児童福祉法に基づいて指定した事業所に限ります。

指定を受けているかについては、以下の県または市HPで御確認いただけます。

○ 埼玉県（所在地がさいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市以外の場合はこちら）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>

「指定施設・事業所一覧」

> 「児童発達支援（センター含む）・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」

※ 「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ さいたま市

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/005/p001228.html>

「障害者（児）指定事業所等一覧」

> 「さいたま市指定障害児入所施設・障害児通所事業者一覧」

※ 「児童発達支援センター」「児童発達支援」に限定

○ 川越市

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006757.html>

「川越市内障害児通所支援事業所一覧」

> 「事業所一覧」（※最新の日付のものを御確認ください。）

※ 「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ 越谷市

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/syogaisien/shogaijitsuusyo_jigyosya/koshigaya_contents_20190426.html

「指定施設・事業所一覧」

> 「越谷市障害児通所支援事業所一覧」 (※最新の日付のものを御確認ください。)

※ 「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ 和光市

<https://www.city.wako.lg.jp/kenko/shogai/1003690.html>

「障害福祉サービス事業所一覧」 > 「児童発達支援・放課後等デイサービス」

※ 「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ 川口市

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/5620.html>

「川口市内事業所一覧」 > 「障害児通所支援事業所」

※ 「児童発達支援」に限定

重要

上記「診断書等」の最終提出期限

令和7年10月15日(水)

◎ お問い合わせ先

御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担 当 : 学事課 幼稚園担当 前田

電 話 : 048(830)2560

メー ル : a2550-13@pref.saitama.lg.jp

幼稚園記入欄	
設置者番号	
幼稚園名	

診 断 書 ・ 判 定 書

園児名		生年月日	年 月 日
住 所		保護者氏名	
診断基準・判定基準 に よ る 区 分 (A ～ H)	※	診断基準・判定基準 に よ る 程 度 (1 ～ 3)	※
※ 「診断基準・判定基準（別紙３－２）」における区分及び程度（A, Bは区分のみ）を必ず記入してください。空欄の場合は、有効な診断書・判定書として受理できません。			
障害名または病名			
障害の状況・病状 治療訓練等の 実 施 状 況			
そ の 他 特 記 事 項			

上記のとおり診断・判定する。

令 和 年 月 日

医療機関等の名称
所 在 地
診 療 担 当 科 名 等

診 断 者 名

- （注）１ 「診断基準・判定基準（別紙３－２）」、「診断（判定）書作成上の留意事項について（別紙３－３）」に基づき記入してください。
- ２ この診断書・判定書は、埼玉県における私立幼稚園等に対する特別支援教育費補助金に係る交付申請書の添付書類以外に使用しないでください。
- ３ これにより知り得た園児の心身状況の内容が、他に漏れることのないよう十分に注意してください。

この用紙は、「診断書・判定書」と一緒に医療機関等の担当の方にお渡しください。

別紙 3 - 2

診 断 基 準 ・ 判 定 基 準

区 分		程 度	
視 覚 障 害	A		両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能の障害が高度のもの(※1)のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
	B		両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知 的 発 達 遅 滞	C	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも
		2	知的発達遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも
		3	上記1又は2の程度に達しないもののうち、集団生活において特別な補助を要するも
肢 体 不 自 由	D	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも
		2	肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
		3	上記1又は2の程度に達しない軽度のもののうち、集団生活において特別な補助を要するも
病 弱	E	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも
		2	身体虚弱(※2)の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも
言 語 障 害	F	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない場合に限る。)で、その程度が著しいも
		2	上記1の程度に達しないもののうち、集団生活において特別な補助を要するも
情 緒 障 害	G	1	自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
		2	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
		3	上記1又は2の程度に達しないもののうち、集団生活において特別な補助を要するも
発 達 障 害	H	1	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害
		2	上記1に類する脳機能の障害であって、集団生活において特別な補助を要するもの

※1 「視力以外の視機能の障害が高度のもの」とは、高度の視野狭窄、高度の夜盲、全色盲などのものをいう。

※2 「身体虚弱」とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。

この用紙は、「診断書・判定書」と一緒に医療機関等の担当の方にお渡しください。

別紙 3 - 3

診断（判定）書作成上の留意事項について

1 診断（判定）書の使用用途

この診断（判定）書（別紙 3）は、埼玉県における私立幼稚園等に対する特別支援教育費補助金に係る交付申請書の添付書類にのみ使用するものです。

◎ 当該補助金の使途 について

心身に障害等のある幼児が在園する私立幼稚園等において、特別支援教育の実施に要する経費に当てられます。当該幼児の就園促進及び特別支援教育の充実に寄与するものですので、御理解の上、御協力を賜りますようお願いいたします。

（経費の例）・特別支援教育に必要な教諭や看護師等の雇用に係る人件費

・手すりの設置や床の滑り止め等の軽易な修繕費

・障害児用のいすやマット等の購入費用等

2 診断（判定）機関

診断（判定）を行うのは原則として次の機関とし、診断（判定）書等については診断（判定）を行った医師・心理師等、又は機関の長の氏名を記載してください。医師・心理師等、又は機関の長の押印は任意です。

なお、判定機関においては、診断書・判定書（別紙 3）の「診断書・判定書」の文言を必要に応じて二重線等で訂正していただいても構いません。

（1）医療機関

（2）児童相談所 ■県：中央（上尾）、南（川口）、朝霞、川越、所沢、
熊谷、越谷、草加

■さいたま市

（3）埼玉県立小児医療センター

（4）その他の心身障害児指導相談機関

例）児童発達支援事業所

3 診断・判定を行う機関における留意事項

医学上・心理学上の診断又は判定により、別紙 3 - 2 で示しております学校教育法施行令等に規定する障害の程度と同程度の障害を有する、又は、同程度の配慮を要すると認められる者に対し診断書・判定書を発行し、その区分と程度を記入してください。

4 お問い合わせ先

埼玉県総務部学事課幼稚園担当 前田

電話：048-830-2560

FAX：048-830-4735

MAIL：a2550-13@pref.saitama.lg.jp